

## 皆さん の声を市政

紙は市長と担当部課で内容を検討し、希望者には市長 た提言や実現例などを紹介します がお返事します。ここでは、これまでにお寄せいただい 「市長への手紙」は市民参加の市政を推進するため 市民の誰もが市政に提言できる制度。寄せられた手

## 大渡体育館の分煙 ニングル

を徹底してください。 トレーニングに通っているので、 コの煙が入ってきます。 るときに、館外にある喫煙所からタ ムを利用して 健康のために 分煙

場所を移動しました。 △ 市民の健康増進のため、 喫煙所の

# 竜巻への対処方法の指導

対処方法を十分指導してください。 れているので、子どもたちに竜巻への 最近は、竜巻注意報が多く発せら

安全な行動がとれる子どもたちを育 る具体的な対応を指導し、緊急時には ニュアルをもとに、竜巻や突風に対す 成していきます。 県教育委員会が本年度作成したマ

ります。 車の運転も難しく、買い物も不便にな い場合もあります。高齢になると自動 バスの本数が少なく料金も高く感 バス路線を充実させてくださ 自宅付近にバス停が無



## バス路線

## 料理人の誘致

招き、中心市街地に出店してもらえば、 市街地の活性化にもなるのではない 前橋の「食」のレベルも上がり、

提案を参考に、

用者が予約すると区域を限定して乗 保に向けて取り組んでいます。 降が可能な乗合バスなどの研究や、 動が困難な人たちへの対策として、 新たなデマンド型公共交通手段の確 クシーを活用した社会実験の実施など、 9 利

## 広報まえばし

格のある広報紙づくりをお願い じたりするときがあります。もっと品 特集記事の掘り下げが足りないと感 広報紙の表紙がうるさすぎたり

うな編集に努めます。 言葉で市民の皆さんに語りかけるよ ミュニケーションツ 広報まえばしは市民との重要なコ ールです。 生きた

でしょうか。

援などを拡充し、 度のPRをしていきます。 ゲットを絞った効果的・効率的な制 中心市街地への出店支援や創業支

響を与えます。独立心旺盛な料理人を②「食」は都市のイメージ形成に影

# ∞公共交通が行き届かない地域や、移へ 現在、既存のバス路線や鉄道など

## 専用ハガキで

市役所や各支所・市民サービス センターなど市内58カ所に設置し てある専用ハガキで市役所市政発 信課へ郵送

「市長への手紙」で検索してください。

## • その他の用紙などで

「市長への手紙」と記入し、同課へ郵 送かファクス(027-224-1288)で





## 市政に関する建設的な意見や提言、アイデアなどをお待ちしています

本市ホームページで

(農耕用車両など) 交換するときは自賠責保険 詳しくは加入してい ープレー を交付しています 譲渡の場合は トを持って 印鑑、 のご当地ナ 標識交付 販売 る



原動機付自転車

小型特殊自動車

二輪の小型自動車

軽二輪・雪上車

| 表2 軽四輪車などの税率 |      |      |        |                         |                         |                      |
|--------------|------|------|--------|-------------------------|-------------------------|----------------------|
|              | 車種   |      |        | ① 平成27年3月31日<br>までに新規登録 | ② 平成27年4月1日<br>以降の新規登録※ | ③ 新規登録から13年経過 (重課税率) |
|              |      |      |        | 新規登録から13年以内             |                         | 平成28年度から             |
|              | 軽自動車 | 三輪   |        | 3,100円                  | 3,900円                  | 4,600円               |
|              |      | 四輪以上 | 乗用·自家用 | 7,200円                  | 10,800円                 | 12,900円              |
|              |      |      | 乗用·営業用 | 5,500円                  | 6,900円                  | 8,200円               |
|              |      |      | 貨物·自家用 | 4,000円                  | 5,000円                  | 6,000円               |
|              |      |      | 貨物·営業用 | 3.000円                  | 3.800円                  | 4.500円               |

ため、

原動機付自転車や小型特殊自

本市の地域の活性化や観光振興の

ご当地ナンバ

原動機付自転車などに

※平成27年4月2日以後に新規登録した車両は、平成27年度は課税されません。

規登録から13年以上経過した車両は、

環境への負荷の軽減を図るため、

50cc以下

50cc超90cc以下

90cc超125cc以下

ミニカー

農耕用

その他

250cc超

二輪(125cc超250cc以下)。

被けん引車(二輪)、雪上車

13年以上の車両は税率が高く

平成28年度から表2の③のとおり重課

表1 原動機付自転車などの税率

車種

税率が適用になります。

ただし、

①のとおり現行税率のままです

録から13年が経過するまでは、表2の それ以前に新規登録された車両は、登 とおり新しい税率になります。

なお、

に新規登録された車両は、

表2の②の

平成26年度まで

1,000円

1,200円

1,600円

2,500円

1,600円

4,700円

4,000円

2,400円

軽四輪車などは、

来年4月1日

軽四輪車など

ど)・二輪の小型自動車・軽二輪・雪

イク)・小型特殊自動車(農耕用な

原動機付自転車 (125℃以下

原動機付自転車など

**上車は、来年度から表1のとおり新し** 

平成27年度から

2,000円

2,000円

2,400円

3,700円

2,400円

5,900円

6,000円

3,600円

い税率になります。

来年度から軽自動車税の税率が変わ 者に課税される税金です。税制改正で、

軽自動車、被けん引車などは対象外です。

「初度検査年月」で確認してください。

新規登録した年月は、

車検証記載

軽自動車税は4月1日現在の所有

軽自動車、天然ガス軽自動車、

メタ

ル軽自動車、

ガソリンハイブリッド

軽自動車の税率が変わ

問い合わせは

市民税課

**2**027-898-5842

動車 用中のナンバ できるもの〈現行のものと交換〉 廃車申告受付書など車台番号を確認 証明書か譲渡証明書、 用意するもの=〈新規〉 保険会社に問い合わせてください があります。 の切り替え手続きが必要になる場合 る人も無料でご当地ナンバープレ 現行のナンバ なる場合は両者の印鑑) トに交換できます。 なお、 ープレー